

# 職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（普通課程）

## —令和3年度 建築施工分野—

担当室：教材開発室

### 1. はじめに

職業能力開発促進法（以下「法」という。）に規定されている職業訓練基準（以下「基準」という。）は、我が国の職業訓練の水準の維持向上のため、段階的かつ体系的に訓練が実施できるよう統一的に設定された指針であり、すべての訓練課程を包括している。

この基準は公開されており、多くの関係者の要請と評価に耐えうるため不断の見直しが必要である。

基盤整備センターは、平成18年度から厚生労働省の依頼に基づき、普通職業訓練普通課程の基準の分野別見直しを実施してきた。基礎研究会を立ち上げ、見直しの基礎資料を作成し、次年度の省令改正のたき台として厚生労働省に提出してきた。本報では、今年度実施した建築施工系を対象とした基準の見直しに係る基礎研究会の概要を報告する。

### 2. 基準について

基準は、法第19条及び法施行規則（以下「規則」という。）第10条～15条、同規則別表第二～第七に定められている。その中で普通職業訓練普通課程を規定する規則第10条、11条及び規則別表第二（以下「別表第二」という。）は、普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに、訓練を実施する際に従うべき最低限の内容を示している。別表第二で定める各教科の訓練時間は、各科の総訓練時間の約6割であり、残り約4割については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科や時間等の設定も可能となっている。別表第二を補完するものとして通達の「教科の細目」「設備の細目」「技能照査の基準の細目」の各細目がある。これらは、その細目を含め、都道府県が条例を策定する際の基準となるものである。

### 3. 普通職業訓練 普通課程について

基準の見直しの対象となる普通職業訓練普通課程は、中学校又は高等学校卒業生等を対象に「職業に必要な基礎的な技術・知識」の習得を目的とした課程で、訓練期間は、高等学校卒業生等を対象に1年、

中学校卒業生等を対象には2年としている。別表第二には、普通課程56系144科が定められており、これらを実施する施設として都道府県立の職業能力開発校（公立校）が161校、企業・団体・法人等の運営で、都道府県知事が認定した認定職業能力開発校（認定校）が1,100校程度設置されている。

### 4. 基準の見直しの分野と見直し範囲について

今年度の見直し対象分野は建築施工系で、木造建築科、枠組壁建築科、とび科、鉄筋コンクリート施工科、プレハブ建築科、建築設計科の6科で構成される。建築系は平成28年度に建築・土木分野として3回目の見直しを行っており、そのため今年度から各分野の4年毎の見直しは見合わせとなり、課題の多い分野の選定となった。基準見直し範囲としては、訓練科毎の「別表第二」「教科の細目」及び「設備の細目」並びに「技能照査の基準の細目」で、見直し審議においては、厚労省が示す「見直し留意事項」を考慮する。

### 5. アンケート調査について

基準の見直しの課題の詳細を抽出するため、当該系の訓練を実施している公立校45校、認定校153校、計198校を対象として、「基準の見直しに係るアンケート調査」を行った。基準の見直しの他に訓練実施上の課題や使用教科書についても併せて調査を行っている。最終的に146校から回答があり、回収率は73.7%となった。基準の見直しに係る課題の詳細については66件に集約した。内訳は木造建築科が71%、残りは建築設計科で、他科は無かった。意見要望の52%は教科の細目で、続いて設備の細目14%、技能照査の基準の細目11%、別表第二7%であった。意見要望の回答率向上や別表第二と各細目間の関係性の周知に課題が残った。

### 6. 基礎研究会の開催について

調査研究を進めるにあたり、基礎研究会を立ち上げ、委員は、都道府県の職業能力開発校から3名、職

業能力開発総合大学校から1名、計4名とし、3回開催した。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインを活用した研究会の実施となった。

基礎研究会では、①基準の見直し方針の確認（非公開）、②アンケート調査からの意見要望の確認、③専門家としての見直し意見の抽出（新たに12件追加し計78件とした）④普通課程に係る現状の情報共有のためのディスカッション、⑤各項目の審議、⑥基準の見直し案と見直し理由の精査及びまとめ作成を行った。オンラインでの開催のため意思疎通を補完するメールのやり取りを積み重ね、3回の研究会を催した。オンラインにおける資料の提示方法や委員の意思確認の遅延に課題が残った。



図 1.1 オンラインによる基礎研究会

## 7. ヒアリング等実態調査について

アンケートの意見要望や研究会の審議を補完するため、建築施工系訓練施設へのヒアリングを行った。委員が所属する木造建築科と建築設計科については委員報告をお願いし、委員のいない鉄筋コンクリート施工科とび科については該当科の複数の訓練施設を訪問してヒアリングを行った。また、全国に設置科の無い、枠組壁建築科とプレハブ建築科については、設置科が無い理由や業界の人材育成の状況等について、該当中央団体にヒアリングをお願いした。

今回、ヒアリングにより建築施工系6訓練科の訓練現場の状況や課題及び見直しの妥当性等について把握することができた。



図 1.2 (株)マルチビルダー高等職業訓練校 型枠実習

## 8. 基準の見直しにおける論点の整理について

基礎研究会での基準の見直しにおける主な論点を整理すると、次のとおりとなる。

- ①全体的に学科の教科の数と訓練時間が多すぎないか？その場合、学科を減らして実技を増やすか？
- ②系基礎実技「安全衛生作業法」の細目“衛生作業法”は語句として妥当なのか？
- ③系基礎学科に“省エネ”や“建築環境”は追加すべき細目か？
- ④系基礎実技「機械操作基本実習」における“CAD操作”は、ふさわしい細目か？
- ⑤建築設計科専攻学科「構造力学」に“不静定”の領域は必要か？
- ⑥設備の細目において“手持ち電動工具”各種の充電式を可とするか？
- ⑦現場で使用されていない“平板測量器”については、設備の細目から削除しても良いか？
- ⑧安衛法の改正に伴う「ハーネス等墜落制止用具」は設備の細目に追加が必要か？
- ⑨大型木工機械が実習場を圧迫している現状において実習場の面積の見直しは必要か？また、新型コロナウイルス感染防止のための3密回避やLBGTを考慮した更衣室の面積の見直しは必要か？
- ⑩技能照査の基準の細目の到達の程度、「よく～」についての判定規準はどうあるべきか？等

この他、機器台数の修正、教科間の細目の移動、訓練科間の機械名の統一、誤字の修正やふさわしい語句への変更等が論点であったが、継続審議も残った。

## 9. その他の調査結果について

訓練実施上の課題や使用教科書についても併せて集約を行った。訓練実施上の課題としては、訓練生にいかに関心を持たせ、訓練を継続させるかの苦労や多能工養成、手加工訓練の再考等今後の訓練の方向性に係る意見が多かった。また、教科書については、建築施工系は認定教科書の使用率が非常に高いことが分かった。意見として、基準の改正に合わせて認定教科書をタイムリーに改定するべきとの意見が多かったため、教科書改定担当にその旨繋いだ。

## 10. おわりに

基礎研究会より提出した基準の見直し案については、厚労省訓練企画室において改正に向けて手続き中であり、令和4年度中には厚労省から都道府県に周知されることになる。なお、今回の調査研究を通じて明らかになった課題については、今後の基礎研究会で継続して検討していく予定である。